

【新設】(貸付金に準ずるもの)

16-3-42 法第 69 条第 4 項第 8 号《国外において業務を行う者に対する貸付金の利子》に規定する「国外において業務を行う者に対する貸付金」に準ずるものには、国外において業務を行う者に対する債権で次に掲げるようなものが含まれることに留意する。

- (1) 預け金のうち同項第 6 号ロに規定する預貯金以外のもの
- (2) 保証金、敷金その他これらに類する債権
- (3) 前渡金その他これに類する債権
- (4) 他人のために立替払をした場合の立替金
- (5) 取引の対価に係る延払債権
- (6) 保証債務を履行したことに伴って取得した求償権
- (7) 損害賠償金に係る延払債権
- (8) 当座貸越に係る債権

【解説】

- 1 平成 26 年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除に係る控除限度額の計算において、国外源泉所得の一つとして国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）でその国外業務に係るものの利子が規定された（法 69④八）。
- 2 本通達では、この貸付金に含まれる「これに準ずるもの」とはどのようなものをいうのか、例示により明らかにしている。

これらのものは、いずれも、その経済的実質において貸付金と同視できるものであることから貸付金に準ずるものとして取り扱うこととなる。

なお、本通達(1)の預け金から預貯金が除かれているのは、預貯金の利子については、別途国外源泉所得の判定基準（法 69④六ロ）が定められているからである。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 19-3-44）を定めている。